

お知らせ

平成23年10月以降の子ども手当

子ども手当は、平成23年10月から平成24年3月までの6カ月間、引き続き支給されることになりました。

全受給者は改めて新規申請が必要です！

【新規申請】

平成23年10月以降の子ども手当の支給を受けるには、新たに住所地の市区町村長の認定を受けなければなりません。10月1日現在の受給資格者に対して今月下旬に申請書を送付しますので、速やかに認定請求の申請をしてください。

ただし、受給資格者が公務員の場合は所属庁から手当が支給されますので、所属庁に認定などの請求をしてください。

【経過措置】

子ども手当は本来、申請した月の翌月分からの支給ですが、経過措置により、10月1日時点での受給対象者は、平成24年3月31日までに申請すれば、10月分から手当をさかのぼって受け取ることができます。ただし、10月1日以降に出生や山武市への転入などで新たに受給資格が生じた方については、申請をした月の翌月分からの支給になりますのでご注意ください。

【支給額の変更内容】

期 間		現 行 平成23年4月～平成23年9月	新 制 度 平成23年10月～平成24年3月	
法 律		つなぎ法	特別措置法	
支給月額	3歳未満	13,000円	15,000円	
	3歳から12歳		10,000円	
	第1子以降		15,000円	
	中学生		10,000円	
支 給 日		4・5月分 支給済み	6～9月分 平成23年10月7日予定	10～1月分 平成24年2月10日予定
				2・3月分 平成24年6月8日予定

【支給額以外の変更点】

- 子どもに対する国内居住要件を設ける(留学中の場合等を除く)
- 児童養護施設に入所している子ども等についても、施設の設定者等に支給する
- 未成年後見人や父母指定者(父母等が国外にいる場合のみ)に対しても、父母と同様(監護・生計同一)の要件で手当を支給(父母等が国外居住の場合でも支給可能)
- 監護・生計同一要件を満たす者が複数いる場合、子どもと同居している者へ支給(離婚協議中別居の場合の支給可能、単身赴任の場合を除く)
- 保育料を手当から直接徴収できるようにする、学校給食費等については、本人同意により手当から納付することができる仕組みとする
- 地域の事情に応じた子育て支援サービスを拡大するための交付金を設ける

問 子育て支援課児童家庭係

☎ 0479(80)8366

幼稚園を開放

幼稚園へ遊びに来ませんか？

開放日・場所

10月11日(火) 鳴浜幼稚園

10月12日(水) 日向幼稚園

10月26日(水) 緑海幼稚園・むつみのおか幼稚園

10月27日(木) 成東幼稚園

開放時間 午前9時半～11時
(雨天実施)

※親子とも、汚れても構わない動きやすい服装でお越しください。(出来れば着替えの衣類をご用意ください)

※保護者の方はスリッパ、お子さんは上履きをご用意ください。

※幼稚園開放については保険対応は一切ありませんので、各自の自己責任においての参加となります。

※次回の幼稚園開放は、平成24年2月頃に実施する予定です。

問 学校教育課 ☎ (80)1442

